

2024/9/30

# リトルハウス通信

今月と来月（10月号）のリトルハウス通信では、私が定期的に読み返している「社会福祉の領域で求められる居場所づくりの展開プロセスと技法」（熊田博喜 2018）という論文をご紹介します。この論文は「居場所」という概念を整理し、社会福祉領域における「居場所」の系譜をたどりながら、最後はソーシャルワークにおける「居場所」の意義について考察しているものです。

リトルハウスは「就労支援の場」であると共に、利用者の方々が地域生活を送る上での必要な「居場所」でもあります。よって「居場所」という概念を私なりに突き詰めて考える必要があり、この熊田の論文を読んで、いつも「居場所」を包括的に考える一助にさせてもらっている次第です。

「居場所」という言葉は、とりわけ福祉領域において非常に使われる頻度が高く、だからこそその意味や意義についてしっかり認識していく必要があるでしょう。

熊田は本論文の中で、「居場所」を「家庭や職場・学校ではなく、多様な人が自発的に出入りし交流することのできる場の総称」と定義しています。しかしながらこの定義に一部そぐわない「居場所」もあるとし、例えば一部の「子ども食堂」や「不登校や引きこもりの若者を支援する居場所」等、「多様な人」が「限定される居場所」も存在すると指摘しています。即ち大まかに居場所を分類すると、

①多様な人が出入りする居場所

②対象者が限定されている居場所

のふたつの形態に大別されるということです（当論文では、さらに詳細に4類型に居場所を大別していますが、今回は割愛します）。

しかしながらこの①②に共通しているのは、いずれも「自発的に出入りし交流できること」だと熊田は論じています。この熊田の「居場所」の定義をリトルハウスに当てはめて考えた場合、地域住民の方々が自由に出入りする①のような「居場所」とは成りえていません。もちろんリトルハウスで制作されている商品を購入して下さる地域住民の方々は、気軽にリトルハウスに顔を出して下さり、商品の購入をして頂いています。しかしながらリトルハウスが、地域住民の方々にとっての「家庭や職場・学校ではなく、多様な人が自発的に出入りし交流することのできる場」ではもちろんありません。これらのことを鑑みても、リトルハウスは②の形態に属しているものといえるでしょう。しかしここでひとつの疑問が生まれます。熊田の居場所の定義を改めて確認すると「家庭や職場・学校ではなく、多様な人が自発的に出入りし交流することのできる場の総称」としているところです。この「家族や職場・学校ではなく」とわざわざ書いているということは、一市民が主たる時間を過ごすフィールドとは別の「場」を「居場所」としているわけですか。では、その「居場所」がその当事者にとって生活の主たるフィールドだった場合、「居場所」という言葉をどのように解釈すればよいのでしょうか。以上を踏まえて、次回のリトルハウス通信では「居場所」という観点から継続支援B型を捉えていきたいと思っています。

## ■引用文献

熊田博喜(2018) 社会福祉の領域で求められる居場所づくりの展開プロセスと技法 社会福祉研究 第133号 公益財団法人鉄道弘済会